

夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する、特に厳しい経営状況にある自動車運送事業者に対し、事業の継続や車両・雇用の維持を支援するため、市が予算の範囲内で実施する夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金（以下「給付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 この要綱による給付金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 道路運送法第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の経営の許可、同法第43条の規定による特定旅客自動車運送事業の経営の許可、貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の経営の許可、同法第35条の規定による特定貨物自動車運送事業の経営の許可を受けた、または同法36条の規定による貨物軽自動車運送事業の経営の届出をした、令和4年10月1日の時点で夕張市内に事業の本拠を置き、事業を行っている事業者であって、中小企業基本法第2条で規定する中小企業者であること。
- (2) 事業の実施にあたっては、北海道スタイルまたは業種別ガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大予防に努めていること。
- (3) 本給付金を受給後も事業活動を継続する意思があること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 夕張市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号及び第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うものでないこと。
- (7) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (8) 本給付金を受給したことがないこと。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めたもの。

(給付金の額)

第3条 この要綱により交付する給付金の額は1事業者につき10万円に、事業用車両であって、道路交通法第3条で定める大型自動車・中型車自動車(車両総重量7,500kg以上、最大積載量4,500kg以上または乗車定員11人以上のもの)は1台あたり5万円、それ以外の自動車は1台あたり3万円を加えた額とする。

ただし、事業用車両については、市が貸与している市所有の車両を除くこととする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 旅客自動車運送事業または貨物自動車運送事業の経営の許可または届出内容の分かる書類の写し
- (2) 給付金を受けようとする事業用車両の車検証の写し
- (3) 給付金の振込先を確認できる口座通帳等の写し
- (4) 個人事業主の場合は本人確認書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は令和4年10月1日から令和5年1月31日までとする。

(給付金の交付決定及び給付)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、給付金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、すみやかに給付金を申請者に交付するものとする。

(証拠書類等の保存)

第6条 申請者は、本給付金の支給に関わる関係書類を電磁的記録等により、給付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(給付金の返還)

第7条 市長は、申請の内容に偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

夕張市長 厚谷 司 様

住所・所在地 〒 _____
夕張市 _____

法人名 _____

代表者の職・氏名 _____ 印
(連絡担当者氏名) _____

電話番号 _____

夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付申請書

夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金の交付を受けたいので、夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業区分（該当する事業の□に✓を入れてください。）

 旅客自動車運送事業 貨物自動車運送事業

2. 事業用車両内訳

区 分	台 数
大型・中型自動車	台
上記以外の普通自動車等	台

3. 添付資料（添付をご確認の上、□に✓を入れて下さい。）

 旅客自動車運送事業または貨物自動車運送事業に係る許可または届出内容が分かる書類の写し等 給付金を受けようとする事業用車両の車検証の写し 給付金振込先口座が確認できる通帳等の写し 本人確認書類の写し（個人事業主のみ） ※ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

4. 誓約及び同意（下記を誓約及び同意いただける場合は、□に✓を入れて下さい。）

 夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付要綱第2条の規定に該当することを誓約します。 審査に当たって、市が市税等の納付状況を調査することに同意します。 夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付要綱第6条で規定する書類を、給付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存します。

上記の規定に該当しないことが判明した場合、給付金を返還していただきます。

5. 給付金振込先口座（代表者名義の口座）

金融機関名		支店名		区分	普通・当座
口座番号		(フリガナ) 口座名義人			

夕企指令第 号
令和 年 月 日

様

夕張市長 厚谷 司

夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金について、夕張市自動車運送事業者経営等支援給付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知いたします。

なお、給付金は指定口座に振込いたします。

記

交付決定額 円